

信用財としての監査の品質と 監査人の戦略的行動

伊 藤 公 一

甲南経営研究 第54巻 第3・4号 抜刷

平成 26 年 3 月

信用財としての監査の品質と 監査人の戦略的行動

伊 藤 公 一

はじめに

IAASBによる監査品質枠組みは、2013年12月に確定版が示された。これを踏まえた上で、本稿では監査を信用財と考えることにより監査品質の議論にどのような示唆がもたらされるかを明らかにすることを目的とする。そのために本稿では、IAASBならびに研究者による監査品質の枠組みの概要を確認した上で、監査を信用財と捉える研究 (Causholli and Knechel (2012)) の内容の紹介を通じて、監査人の戦略的行動を抑止する方法について検討し、本質的に信用財である監査についてどのような方法でその品質の改善が可能であるかを述べる。

以下では、まず、IAASBの枠組みの概略を確認し、つぎに、Knechel 他 (2013) において検討されている監査品質の5つの属性について述べる。続いて、監査を信用財ととらえることで監査品質の議論にどのような展開が見られるかを Causholli and Nechel (2012) に依拠して述べる。以上の検討を通じて、IAASBの視点とは異なる観点からの検討において得られる監査品質に関する知見を述べる。

1. 規制当局による監査品質の枠組み

IAASBにより監査品質の枠組みが検討されてきているが、監査品質の定義は示されていない。その理由として、ステークホルダーごとに観点が異なること、監査は監査人の判断に依存したものであること、および、実施された監査業務および監査における発見事項について株主や資金提供者（情報利用者）は詳細を知ることが出来ず、透明性が限定されていること等が挙げられている。⁽¹⁾

IAASBは監査品質の定義を示さずに、監査品質の主要な構成要素をインプット、アウトプット、相互作用、状況の4つの要因に分類している。⁽²⁾インプット要因には監査人の価値観、倫理観、態度、監査人の知識・経験、監査時間、監査プロセスと品質管理手続の有効性が含まれる。⁽³⁾アウトプットには、監査報告書、統治責任者への監査報告、経営者への監査報告、監査済みの財務諸表、監査事務所の年次報告書等が含まれる。⁽⁴⁾主要な相互作用として、外部監査人を中心とする経営者、規制当局、統治責任者、利用者との相互関係が列挙されている。⁽⁵⁾状況要因とは、適合する財務報告の枠組み、コーポレート・ガバナンス、情報システム、広範な文化的要因、財務報告の時間制限、有能な人材の誘致、訴訟環境、規制、商慣習と会社法、財務報告に係る法令と規制が含まれる。⁽⁶⁾

このIAASBによる枠組みは、基本的に監査人の視点からなされ、監査品質の構成要素の大半は監査人のみ操作および観察が可能な要素であり、それ

(1) Cf. IAASB (2013) Appendix 1, paras. 11-21.

(2) Cf. Ibid., paras. 7-8.

(3) Cf. Ibid., para. 9.

(4) Cf. Ibid., para. 14.

(5) Cf. Ibid., para. 16.

(6) Cf. Ibid., para. 99.

以外は、「相互作用」および監査人にとっては作用が不可能な「状況要因」という分類がなされている。また、情報の非対称性に言及はあるものの、監査に関して圧倒的に多くの知識及び情報を持つ監査人自身と、経営者、統治責任者、規制当局、および、他の関係者と比較して監査および被監査企業の情報に関して情報劣位にある情報利用者が基本的に対等に扱われている。

このような分類による監査品質の構成要素のほとんどは、監査に従事する監査人自身によってのみ作用することの可能なものである。監査品質の構成要素のうち、監査人以外の立場の者が関与することの可能な要素は、状況要因と相互作用の一部である。監査人以外の立場から監査品質について論じる場合に重要となるのは、情報利用者と監査人の間の情報非対称性をどのように解消し、監査の信頼性の向上を図るかという問題であると思われる。しかし、IAASBによる議論では、必ずしもこの問題には焦点があてられていない。

2. Knechel 他 (2013) の5つの属性

Knechel 他 (2013) は、監査は、経済的需要および規制当局による需要に対する反応として専門家によって提供されるサービスであるという考えを拡張して、監査品質に影響を与える監査品質の基本的特性（一般的属性）に注目して、監査品質の基本的特性を①インセンティブ、②不確実性、③独自性、④プロセス、⑤職業専門的判断の5つに分類している。そのうえで、それらが監査のインプット、プロセス、アウトプット、および背景の各要素におけるそれぞれの特性について検討している。①～⑤の特性はそれぞれ次のように説明されている。⁽⁷⁾

- ① 監査は経済的に動機付けられたリスクへの対応である。すなわちイン

(7) Cf. Knechel et al. (2013), p. 386.

信用財としての監査の品質と監査人の戦略的行動（伊藤公一）

センティブが重要である。

- ② 監査のアウトプットは報告書であるが、結果は不確実であり、観察不可能である。監査品質は一般的に高いか低いかと信じられているが、業務の残余リスク（達成された保証水準）を知ることは不可能である。すなわち不確実性が重要である。
- ③ 各業務はそれぞれ異なる。監査の特異性はクライアントの特性、監査チーム、業務の適用時期、評価済みのリスク、および適用される手続に由来する。すなわち独自性が重要である。
- ④ 監査は組織的・系統的な活動である。すなわちプロセスが重要である。
- ⑤ 監査プロセスの実施は、専門家の知識およびスキルを適切に利用することに依存する。すなわち職業専門的判断が重要である。

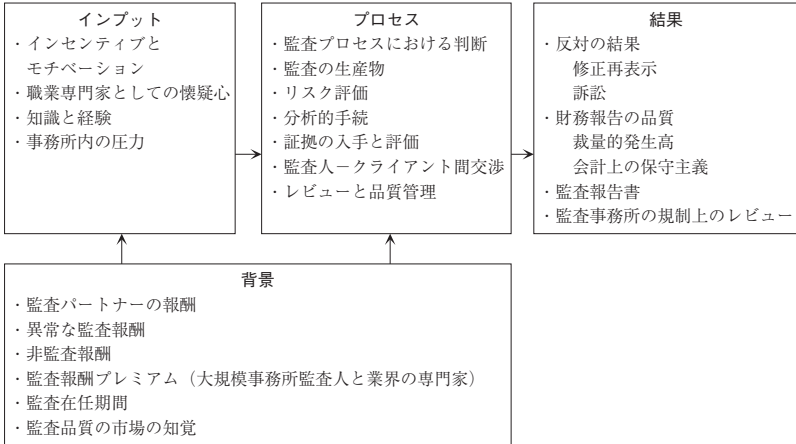
Francis (2011) は、監査品質はつぎの6つのレベル、すなわち、①監査インプット、②監査プロセス、③会計事務所、④監査業界および監査市場、⑤制度、および⑥監査結果の経済的帰結の影響を受けるとしている⁽⁸⁾。Knechel 他 (2013) は、この Francis (2011) の観点をもとに図表1のような監査品質の指標を提示したうえで、「監査品質を改善するために最も影響力を持つか考慮するためには監査そのものの属性、すなわちインセンティブ、不確実性、特異性、プロセス、および、判断に留意することが重要である」との考えに基づいて枠組みを提示している⁽⁹⁾。そして、「現実的にすべてのいわゆる『監査の失敗』は業務実施の間に監査チームが行った判断—それが意図的であるか否かにかかわらず—の誤りに端を発する可能性がある。ゆえに、高品質の監査を達成するために役立つ条件とは、良好に計画された監査プロセスが、適切に動機づけられ訓練され、監査に固有の不確実性を理解し、クライアント特有の条件に適切に順応する監査人によって実施されることである」

(8) Cf. Francis (2011), pp. 134-143.

(9) Cf. Knechel et al. (2013), p. 389.

とした上で、ある監査の品質を考慮する際には、インセンティブ、不確実性、特異性、プロセス、および、判断の5つの属性を常に考慮しなければならない⁽¹⁰⁾ としている。

図表1 監査品質の指標



(出所: Knechel et al. (2013), p. 404.)

その上で、監査品質は直接観察されるよりもむしろ知覚されるものであることに留意することが重要であり、外部からは例えば不正の発覚を通じて監査品質が傷つけられた場合にそれを知ることができるのみであり、ステークホルダーの監査品質の知覚を促進するため有効な戦略は、監査の主要属性をとらえるバランスト・スコアカードの開発であるとしている⁽¹¹⁾。

3. 監査品質の視点と監査人の戦略的行動

以上のような規制当局及び研究者による監査品質の枠組みは、いずれも監

(10) Cf. Ibid., p. 407.

(11) Cf. Ibid.

信用財としての監査の品質と監査人の戦略的行動（伊藤公一）

査人の視点を中心に形成されており、監査人にとっては、自身の業務の精緻化に有用であると思われる。しかし、監査人以外の立場から考える場合に問題が生じる。それは監査人が被監査会社と情報利用者を騙すことはないとは仮定されている点である。すなわち、監査品質に影響を与える監査人の戦略的行動の可能性は捨象されている。ここでの戦略的行動とは、それが倫理的に正しいか否かを問わず、可能であれば自己の利益を最大化するような行動を行うことを指す。情報の非対称性に関して監査を信用財と捕らえることによって、この側面に焦点を当てることが可能となる。

そこで以下では、監査を信用財としての側面に注目する先行研究（Causholli and Knechel (2012)）の内容紹介を通じて、信用財として監査をとらえることによってどのような示唆が得られるのかを検討する。Causholli and Knechel (2012) では、監査の信用財としての側面に注目することにより、監査人の戦略的行動の可能性とそれを抑止する方法が検討されている。より具体的には、以下に見るように、監査人が推奨する監査労力量、真の被監査会社の状態が必要とする監査量、および実際に提供する監査の量が互いに異なる場合があり、これが監査の質を低下させる可能性があるため、それを抑止する方法が検討されている。

4. 信用財としての監査

本節では、Causholli and Knechel (2012) の内容紹介を通じて、信用財として監査を考える場合にその品質に関してどのような知見が得られるかを検討する。

4.1 財の三分類

Causholli らによれば、以下 (1)～(3) の通り、財又は用役は、売り手と買い手の間の財又は用役の質に関する情報非対称性によって、探索財、経験

財、信用財の3つに分類される。⁽¹²⁾

(1) 探索財

探索財は購入の検討に先立って、買い手がそれを観察することが可能であるため、最小の情報非対称性を持つ。ここで探索とは消費者が選択肢を検査しなければならず、その検査は銘柄の購入に先立って行われなければならない、という制約に従う選択肢の評価の方法を指し、例えば試着して購入する衣服がこれに該当する。⁽¹³⁾ 自動車の色やブランドも探索財である。

(2) 経験財

経験財は、財又は用役の入手後に初めてその不確実性が明らかになるような財である。⁽¹⁴⁾ すなわち、購入前において買い手は情報非対称性を経験する。自動車の乗り心地、耐久性、全体性能がこれに該当する。

(3) 信用財

信用財の場合、買い手は購入後でさえも財又は用役の重要な側面について評価することができず、3つの財のなかでは情報非対称性が最も大きい。⁽¹⁵⁾ 信用財の買い手は、信用属性の特質を観察することができないため、その財の需要量を評価することができず、売り手は買い手の要求を買い手よりよく診断することができる。⁽¹⁶⁾ そのため、買い手が購入する財（用役）の量は売り手が決定する。⁽¹⁷⁾

また、信用財については、売り手が提供する用役の水準に関して、買い手が受けた用役は、売り手の約束、および、買い手の要求と一致しているかどうかについて不確実性があり、用役の質は、買い手が多額のコストによって

(12) Cusholli and Knechel (2012), pp. 637-638.

(13) Cf. Nelson (1970), p. 312.

(14) Cf. Ibid.

(15) Cf. Dulleck and Kerschbamer (2006), p. 7.

(16) Cf. Ibid., p. 5.

(17) Cf. Ibid.

信用財としての監査の品質と監査人の戦略的行動（伊藤公一）

判定することができるのみであるため、この不確実性は無期限に継続する可能性がある。信用財の代表例として自動車修理、治療、法的代理人、投資助言が挙げられる。⁽¹⁸⁾

(4) 3種類の材の相違点

Causholli and Knechel (2012) は、図表2の通り、探索財、経験財、信用財を、①事前の情報非対称性、②事後の情報非対称性、③買い手が情報非対称性を発見する確率、④商品の品質が基準以下であった場合の処罰の大きさの4点において区別した上で、以下のとおり説明している。⁽¹⁹⁾

まず探索財には事前・事後ともに売り手・買い手間に情報の非対称性はない。経験財は事前のみ情報非対称性が存在し、買い手は真の品質を事後的に必ず発見する。信用財は事前・事後ともに情報非対称性があるが、買い手は真の品質を確率 α ($0 < \alpha < 1$) で発見する。それぞれの属性における売り手の戦略的行動の可能性は次のとおりである。探索財について、衣服のサイズや車の色など、購入前に買い手が確認することのできるため買い手を騙すことは非常に困難であり、探索財について売り手は戦略的に行動するインセンティブをほとんど持たない。

つぎに経験材の場合は、ハンバーガーの味や車の乗り心地がそうであるように、購入前には買い手にとって不明なため、この事前情報の非対称性は売り手に戦略的に行動するインセンティブを与える。しかし、買い手は購入後に商品の属性を知るため、売り手の詐欺は購入後、買い手に明らかになる。騙されたことを知った買い手は、その後その売り手からの購入をやめること、または、その売り手に騙されたことを他の潜在的買い手に報告することによって、確実に売り手を処罰することができる。⁽²¹⁾

(18) Causholli and Knechel (2012), p. 633.

(19) Cf. Ibid.

(20) Cf. Ibid.

(21) Cf. Ibid.

図表2 探索、経験、および信用属性の特徴

製品属性	定義	例	事前の情報非対称性	事後の情報非対称性	買い手が真の品質を発見する確率	品質が基準以下であった場合の売り手に対する処罰
探索属性	購入者は購入に先立って望む属性を観察することができる、ゆえに(事前又は事後)どのような時点においても売り手に情報利得は生じない。	衣服のサイズ、車の色	なし	なし	—	—
経験属性	経験属性は、消費を通じてのみ発見される。言い換えれば買い手は製品の購入前に経験属性を発見・観察することができない(事前)。しかし、買い手の情報非対称性は製品が消費された後、完全に解決される(事後)。	ハンバーガーの味、車の乗り心地・耐久性	あり	なし	$\alpha=1$	M
信用属性	信用属性は買い手によって完全に確認されることは決してない。より具体的には、買い手はそれが必要だということを知るのみであり、どの程度必要かの決定は、売り手の専門知識に依存しなければならない。さらに、それを消費した後でさえも、買い手の不確実性は完全に解決されることは決してない。買い手は受け取った属性の程度を判別することはできない。	自動車修理、投資助言、治療、監査	あり	あり	$0 < \alpha < 1$	$E(M) = \alpha * M$

(出所：Causholli and Knechek (2012), p. 656, Appendix A を一部改変)

これに対して、自動車修理に代表される信用財の場合、売り手が戦略的に行動した(買い手を騙した)ことを買い手が知ることは稀である。その確率は図表2では0より大きい1未満の値 α で表現されている。売り手の労力の品質を評価することは、買い手にとって非常にコストがかかる可能性がある。ゆえに、売り手は買い手に対して情報利得を維持し続け、戦略的に行動する大きなインセンティブを持つ⁽²²⁾。

(22) Cf. Ibid.

信用財としての監査の品質と監査人の戦略的行動（伊藤公一）

したがって、信用財の理論において、売り手には少なくとも3つの選択肢、すなわち過少処理、過多処理、過剰請求をとる可能性がある。⁽²³⁾

- ・過少処理は、用役提供者が買い手の要求よりも少ない用役を提供する際に起こる。
- ・過多処理は、用役提供者が買い手の要求よりも多い用役を提供する際に起こる。
- ・過剰請求は、用役提供者が用役の提供水準に適切な水準以上に請求する場合に起こる。

信用財の古典的な例は、自動車修理業であり、技術者は不必要な修理を示唆することにより顧客を「誤導」することにより非難されることが多いとされる。

このような相違点があるため、監査がどの属性に最も近いかを考えることは、その品質を議論する上で重要となる。

4.2 監査人の意思決定プロセスの一般的表現

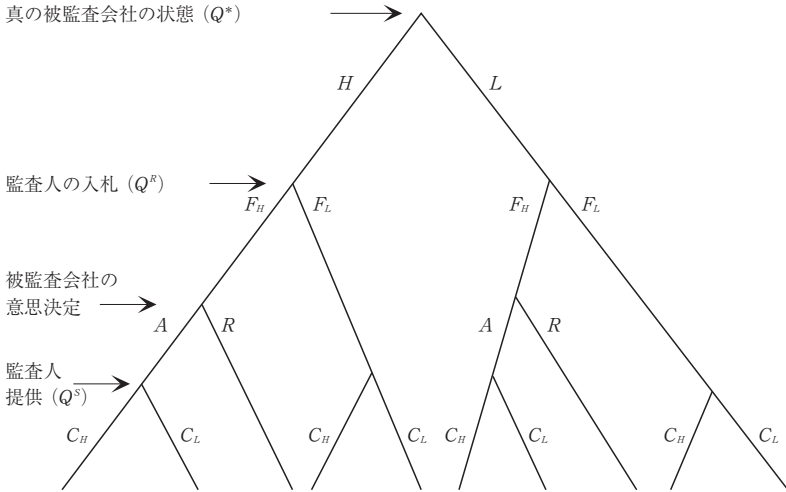
Cahshloli and Knechel (2012) は、監査人の意思決定プロセスを図表3のとおり表現し、以下の通り説明している。⁽²⁴⁾ 図表3において、被監査会社に必要な監査労力の程度は、 Q^* である。 Q^* は適切な水準の保証を達成するために必要な監査労力（すなわち時間）を表す。⁽²⁵⁾ ここでは（1）高い監査労力（ H ）を要求する会社、および、（2）より低い監査労力（ L ）を要求する会社の二種類の被監査会社が存在することを仮定する。 H と L は情報非対称性が存在しないと仮定した場合の被監査会社の保証に対する真の需要を表す。

(23) Dulleck and Kerschbamer (2006), p. 7.

(24) Cf. Causholli and Knechel (2012), pp. 635-637.

(25) Causholli らの以下の議論においては、監査人の労力量が多ければ、監査の品質が高くなるということが前提とされている。(Cf. Ibid., p. 635, fn. 8.)

図表3 監査人の意思決定プロセスの一般的モデル



変数定義

H, L = 非監査会社が要求する監査労力の量。 $H(L)$ は被監査会社が高い (低い) 水準の監査の量を要求することを意味する。

F_H, F_L = 監査人の入札。監査人は高い (F_H) 又は低い報酬 (F_L) を入札することを決定する。
 $F_H = P * H ; F_L = P * L$, ただし P は労力の単位当たり価格。

A, R = 監査人の入札後の被監査会社の意思決定。被監査会社は入札を受け入れる (A) か拒絶する (R) かを決定する。

C_H, C_L = 被監査会社に監査を提供するための監査人のコスト。 $C_H (C_L)$ は高い (低い) 労力を提供するためのコストであり, $C_H > C_L$ である。

(出所: Causholli and Knechel (2012), p. 636.)

このフレームワークでは、監査人はまずどのくらいの監査を推奨するか (Q^R) 決定し、 $F_H > F_L$ として、高い入札額 (F_H) を提示することにより高い水準の監査を推奨するか、又は、低い入札額 (F_L) を提示することにより低い水準の監査を推奨するか選択することが可能である。入札額は監査人が被監査会社から受け取ることを予測する総報酬である。入札額 F_H (又は F_L) は、監査人が $Q^R = H$ (高い監査労力) (又は L (低い監査労力)) の量の監査を提供することを被監査会社に約束することを示唆している。

入札額を受け取った後、被監査会社は監査人の入札額を受け入れる (A)

信用財としての監査の品質と監査人の戦略的行動（伊藤公一）

か、拒絶する（ R ）かを決定する。ここでは、被監査会社は常に低い入札額 F_L を受け入れるが、高い入札額 F_H の受入れは不確実であることが仮定されている。被監査会社が入札額を受け入れれば、つぎに監査人は提供する労力の量（ Q^S ）を決定する。もし高い労力（ H ）を費やせば、監査人は C_H （高い監査コスト）を負担し、もし低い労力（ L ）を費やせば、監査人は C_L （低い監査コスト）を負担する（ $C_H > C_L$ ）。監査人は被監査会社の基礎にあるリスクの程度に見合う水準の監査労力 Q^* を適切に推奨して Q^S を提供するか（ $Q^* = Q^R = Q^S$ ）、又は、戦略的に行動する（ $Q^* \neq Q^R \neq Q^S$ ）可能性が⁽²⁶⁾ある。何らかの事象がきっかけでこの乖離が発見されない限り、 Q^* から乖離して提供される労力 Q^S の程度は、監査人のみが知⁽²⁷⁾っている。

4.3 監査人の意思決定プロセス：探索財、経験財、および信用財の枠組み

Causholli らは探索財、経験財、信用財のそれぞれの場合における監査人の意思決定プロセスを以下の（1）～（3）の通りの枠組みで示⁽²⁸⁾している。

（1）探索財の場合

まず、監査を探索財とみなす場合につき、Causholli らは、つぎのように説明⁽²⁹⁾している。監査が探索財であれば、被監査人と監査人の間には、定義により情報非対称性は存在しない。探索財の仮定は、①被監査会社は適切な量の監査（ Q^* ）を決定することが可能であり、②監査人は事前に努力の水準を

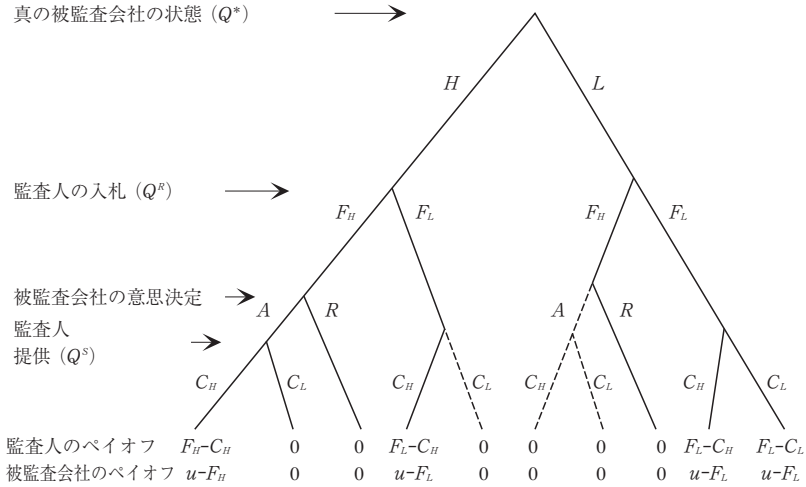
(26) Cf. Causholli and Knechel (2012), pp. 636-637. 監査人が戦略的に行動することには、被監査会社の状態が必要とする監査の労力量 Q^* と異なった量の監査労力 Q^R を監査人が推奨すること、および、監査人が実際に提供する監査労力 Q^S が推奨する量 Q^R と異なることが含まれると考えられる。

(27) Cf. Ibid.

(28) Cf. Ibid., pp. 637-640.

(29) Cf. Ibid., p. 637.

図表4 探索財としての監査



変数定義

H, L = 非監査会社が要求する監査労力の量。 $H(L)$ は被監査会社が高い (低い) 水準の監査の量を要求することを意味する。

F_H, F_L = 監査人の入札。監査人は高い (F_H) 又は低い報酬 (F_L) を入札することを決定する。
 $F_H = P * H; F_L = P * L$, ただし P は労力の単位当たり価格。

A, R = 監査人の入札後の被監査会社の意思決定。被監査会社は入札を受け入れる (A) か拒絶する (R) かを決定する。

C_H, C_L = 被監査会社に監査を提供するための監査人のコスト。 $C_H (C_L)$ は高い (低い) 労力を提供するためのコストであり, $C_H > C_L$ である。

u = 少なくとも要求した量の監査を受け取る場合の被監査会社の総効用。

(出所: Causholli and Knechel (2012), p. 638.)

約束することが可能である ($Q^R = Q^S$) というものである。被監査会社は完全情報を持っているため、監査人の戦略的行動は不可能であり、 $Q^* = Q^R = Q^S$ である。この場合、監査人の意思決定は、図表4に示される (すなわち点線部分は不可能である)。例えば、監査人には、 H の量を需要する被監査会社に L の量の監査を提供することは不可能である。

また、もし真の被監査会社の状態 (Q^*) が少ない量の監査で足りるもの (L) であれば、被監査会社は常に高い入札 (F_H) を拒絶する。監査人の純ペ

信用財としての監査の品質と監査人の戦略的行動（伊藤公一）

イオフは総報酬マイナスコストであり、被監査会社の純イオフは監査からの効用 (u) マイナス監査人に支払われた報酬 (F_H または F_L) である。

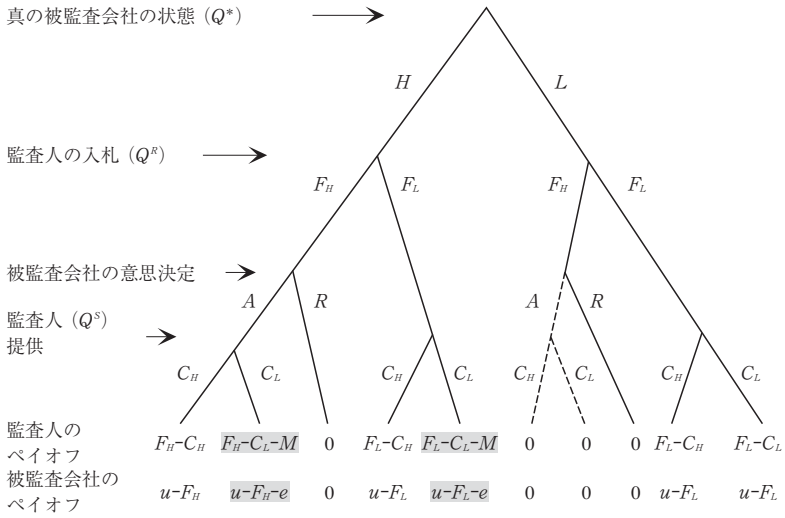
（２）経験財の場合

つぎに、Causholli and Knechel (2012) は、図表 5 を示した上で、以下のとおり経験財としての監査を記述している。経験財条件において被監査会社は、①必要な監査の量 (Q^*) を事前に確実に決定することができ、②提供された労力 (Q^S) を事後的に観察可能であることを仮定する。仮定①は探索財条件と同一であるため、被監査会社は低い労力が要求される (L) 場合、高い入札 (F_H) を常に拒絶する。経験財条件と探索財条件の相違は、仮定②から生じる。完全な事後情報は、被監査会社の効用に反映され、被監査会社が Q^* を受け取れば、被監査会社の総効用は u であり、もし被監査会社が要求よりも低い監査労力を受け取れば、被監査会社は不効用 e を受け、その場合の純効用は $u - F_H - e$ (又は $u - F_L - e$) である。複数期間の業務契約において、事後的に被監査会社が提供された労力を確認することができるということは、監査人が戦略的に行動するインセンティブを打ち消す。すなわち、監査人は、必要とされるよりも低い監査労力 ($Q^* > Q^S$) を提供することによって罰 (M) を受ける。監査人は C_H と $C_L + M$ を比較して行動を決定するため、大きな M によって監査人の戦略的行動は排除される (すなわち $Q^* = Q^S$ が達成される⁽³⁰⁾)。

可能性のある処罰には、監査人が専門職の違法行為による法的責任を問われること、および (または) 評判の下落による将来利益の損失が含まれる。もし被監査会社が H を需要する際に監査人が L を提供するならば、被監査会社は常にその乖離を発見して監査人を交代させ、監査人は $F_H - C_L$ に等し

(30) Cf. Ibid., pp. 637-638.

図表5 経験財としての監査



変数定義

H, L = 非監査会社が要求する監査努力の量。 $H(L)$ は被監査会社が高い(低い)水準の監査の量を要求することを意味する。

F_H, F_L = 監査人の入札。監査人は高い (F_H) 又は低い報酬 (F_L) を入札することを決定する。

$F_H = P * H$; $F_L = P * L$, ただし P は努力の単位当たり価格。

A, R = 監査人の入札後の被監査会社の意思決定。被監査会社は入札を受け入れる (A) か拒絶する (R) かを決定する。

C_H, C_L = 被監査会社に監査を提供するための監査人のコスト。 $C_H (C_L)$ は高い(低い)努力を提供するためのコストであり、 $C_H > C_L$ である。

e = 監査人が要求されるよりも少ない努力(保証)しか提供しない場合の被監査会社の不効用。

u = 少なくとも要求された量を受け取る場合の被監査会社の総効用。

M = 戦略的に行動する場合に監査人が被る損失。

(出所: Causholli and Knechel (2012), p. 639.)

い1回だけの利益を実現する。その代り、もし H を需要する被監査会社に監査人が H を提供すれば、監査人は $F_H - C_H$ に等しい純ペイオフを無期限に受け取る。監査人は被監査会社の基礎にある需要に見合った水準の監査努力を提供する ($Q^* = Q^R = Q^S$)。経験財条件において、監査人は処罰の機構(例、評判が落ちる)を通じて規律に従わされ、また、価格プレミアムを通

信用財としての監査の品質と監査人の戦略的行動（伊藤公一）

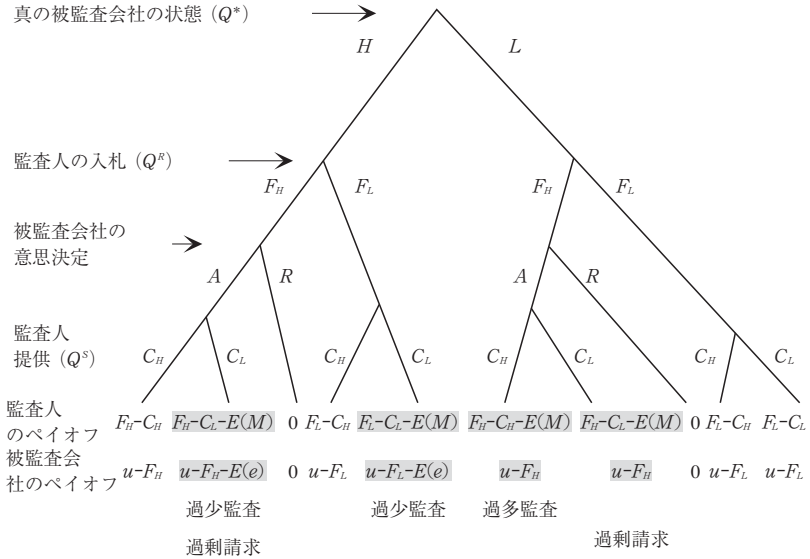
⁽³¹⁾
じてより高い労力について補償される。

（３）信用財の場合

さらに、Causholli and Knechel (2012) は、監査が信用財である場合の監査人の戦略的行動の可能性について、次のように説明している。もし監査が信用財であるならば、被監査会社は監査人の意思決定の背景を定義づける 3 レベルの監査労力のどれも決定することができない。すなわち、被監査会社は、 Q^* （真の被監査会社の状態、つまり、適切な水準の保証を達成するために必要な監査労力（時間））、 Q^R （監査人の推奨する監査時間、入札による）、 Q^S （監査人が実際に提供する監査労力の量（時間））のいずれも知ることができない。もし、情報非対称性がとても極端であり、被監査会社が事後的に保証水準について何も学習しないならば、監査人は罰せられることなく戦略的に行動する可能性がある。この場合に監査人の選好する行動の経路は、被監査会社が H を要求するか又は L を要求するにかかわらず、 H を約束するが L を提供し（ゆえに Q^* 、 Q^R 、 Q^S は異なる）、 $F_H - C_L$ の利得を実現する。多くの場合、被監査会社と監査人の間には部分的な情報非対称性のみ存在し、品質に関する何らかの情報は事前（評判による）又は事後的（監査に対する検査による）に明らかになる。図表 6 に示す通り、監査人はもし Q^* からの乖離が摘発されれば罰を受ける。しかし、監査人の乖離が摘発されるかどうかは不確実であるため、罰は経験財条件の場合よりも有効ではない。信用財条件における罰は、監査人が被る損失の予測値 $E(M)$ に等しく、それは Q^* からの Q^S の乖離が摘発される確率 α に罰の大きさ M をかけたものに等しい。ゆえに $E(M) = \alpha * M$ である。監査人に対する懲罰としては、訴訟コスト（過少な監査労力しか提供しなかった場合）、規制当局による介

(31) Cf. Ibid.

図表6 信用財としての監査



変数定義

H, L = 非監査会社が要求する監査労力の量。 $H(L)$ は被監査会社が高い (低い) 水準の監査の量を要求することを意味する。

F_H, F_L = 監査人の入札。監査人は高い (F_H) 又は低い報酬 (F_L) を入札することを決定する。

$F_H = P * H, F_L = P * L$, ただし P は労力の単位当たり価格。

A, R = 監査人の入札後の被監査会社の意思決定。被監査会社は入札を受け入れる (A) か拒絶する (R) かを決定する。

C_H, C_L = 被監査会社に監査を提供するための監査人のコスト。 $C_H (C_L)$ は高い (低い) 労力を提供するためのコストであり, $C_H > C_L$ である。

$E(M)$ = 監査人が戦略的に行動する際に被る期待損失。 $E(M) = \alpha * M$, ただし α は提供された保証の水準が明らかになる確率であり, M は懲罰の大きさ。

u = 少なくとも要求された量を受け取る場合の被監査会社の総効用。

$E(e)$ = 監査人が要求水準より少ない労力を提供した場合に期待される被監査会社の不効用。
(出所: Causholi Knechel (2012), p. 640 に加筆)

入, 収入の喪失がありうる。⁽³²⁾ 監査人および被監査会社のペイオフの経験財の場合 (図表5) との違いは, 灰色のスクリーンを付した部分である。また,

(32) Cf. Ibid., pp. 638-640.

信用財としての監査の品質と監査人の戦略的行動（伊藤公一）

監査人の戦略的行動について、1 回限りであった過少監査は継続的に可能になり、過多監査および過剰請求も可能になる。

4.4 監査人のとりうる戦略的行動

Causholli and Knechel (2012) は、過少監査、過多監査、過剰請求という、信用財の場合に監査人のとりうる 3 種類の戦略的行動について、それぞれ次のように説明している。

(1) 過少監査

過少監査は、監査人が要求されたよりも少ない監査労力を提供する場合、すなわち、 $Q^S > Q^*$ の場合に生じる。図表 6 において過少監査戦略は (H, F_H, C_L) および (H, F_L, C_L) である。第一のシナリオ (H, F_H, C_L) は、「被監査会社は H （高い水準の労力量の監査）を要求し、監査人は適切に F_H （高い報酬）を入札する。しかし、監査人は低いコスト C_L で済む低い労力しか提供しない」というものである。また、第二のシナリオ (H, F_L, C_L) は、「被監査会社は H （高い水準の労力量の監査）を要求するが、監査人は F_L （低い報酬）という低い額の入札を行い、入札額に見合う低いコスト C_L を要する労力を提供する」というものである。両方のシナリオの場合において、提供される労力の水準は、要求されるよりも低い。過少監査は、監査人が時間または予算の制約のために、要求される監査手続を完了しそこなう場合に起きる。⁽³³⁾

(2) 過多監査

過多監査は、監査人が被監査会社の真の状態に必要な量よりも多い監査労力を提供する場合、すなわち $Q^S > Q^*$ の場合に起きる。図表 6 において過多監査は戦略 (L, F_H, C_H) の場合である。このシナリオにおいて、被監査会

(33) Cf. Ibid., p. 641.

社は L (低い労力) を要求するが、監査人は高い入札額 F_H を入札し、報酬 (C_H) に見合った高い労力を提供する。⁽³⁴⁾

(3) 過剰請求

過剰請求は被監査会社が提供されなかった監査労力に対して支払う場合に起きる。これは監査人が高額 (F_H) の入札を行うが、低コストの労力 (C_L) しか提供しない場合、すなわち、 $Q^S < Q^R$ (監査労力の実際の供給が、監査人が推奨するよりも少ない場合)、および、 $Q^R \geq Q^*$ (推奨する労力は必要量以上である場合) である。図表6は戦略 (H, F_H, C_L) および (L, F_H, C_L) について過剰請求が起きることを示している。第一のシナリオ (H, F_H, C_L) において、被監査会社は H を要求し、監査人は F_H を入札するにもかかわらず、低いコスト C_L しか必要としない低い労力を提供する。この場合は同時に過少監査となる。⁽³⁵⁾

第二のシナリオ (L, F_H, C_L) において、被監査会社は L を要求し、監査人は高価な契約 (F_H) を入札して獲得するが、要求された水準の労力しか提供せず、コスト C_L を支出する。信用財の条件における過剰請求は、単に働かなかった時間に対して請求する場合のみならず、予期せぬ状況への緩衝分を予め含めて当初の入札を行い、その後、より少ない監査労力で済むことが判明した場合、又は、予定よりも安価な報酬の人員を割り当てた場合においても、監査人が監査報酬を減額しない場合にも生じる。⁽³⁶⁾

Causholli らは、信用財の文脈において、監査品質は、適切な労力水準 (Q^*) が、監査人が定めて提供する労力の水準に、どの程度良好に位置づけられるかであると考えることができ、適切な保証と提供される保証との乖離は、監査品質の低下を意味するとしている。また、監査プロセスは被監査会

(34) Cf. Ibid., p. 641.

(35) Cf. Ibid., pp. 641-642.

(36) Cf. Ibid., p. 642.

信用財としての監査の品質と監査人の戦略的行動（伊藤公一）

社ごとにそれぞれ特異なものであり、結果は観察不可能であるため、どの程度の労力と証拠、および人員が監査の実施に必要であるかを決定することができるのは監査人のみであるため、条件がそろえば3つの戦略的行動のどれもが可能であるとしている。⁽³⁷⁾

図表6の監査人のペイオフから、監査人が戦略的行動をとるか否かの意思決定は、真の状態にかかわらず、 $C_H > C_L + E(M)$ であれば戦略的に行動をとらず、 $C_H < C_L + E(M)$ であれば戦略的行動をとると考えることができる。その意味するところは、監査コストの節約分($C_H - C_L$)が懲罰の期待値 $E(M) = \alpha M$ を超えると判断した場合、監査人は戦略的に行動するということである。すなわち、 $C_H - C_L > \alpha M$ のとき監査人の戦略的行動が起きる。

したがってそれを抑制するためには、 $E(M) = \alpha M$ を高くするか、監査コストの節約($C_H - C_L$)を小さくする方法が有効である。前者は、 α （摘発の確率）および M （懲罰の大きさ）を大きくすることにより可能である。後者は、監査人が監査の実施にあたり準拠すべき基準の精密化が考えられる。

4.5 監査業務の市場における規律機構

Causholliらは、信用財としての監査の市場において、その買い手は売り手に多大な信頼を置いており、監査が強制的に要求されなければその市場は逆選択により破壊される可能性があるため、信用財としての監査の市場には、監査人の戦略的行動のインセンティブを最小化する機構が必要であるとする。⁽³⁸⁾ その上で、そのような規律機構として、以下の(1)～(5)に示す5点を挙げている。⁽³⁹⁾

- (1) 被監査会社の直接的知識

(37) Cf. Ibid., p. 642.

(38) Cf. Ibid.

(39) Cf. Ibid., pp. 642-645.

被監査会社が監査に関する直接的知識を有することによって、売り手（監査人）と買い手としての経営者の間の情報非対称性は小さくなり、その結果、⁽⁴⁰⁾売り手の戦略的行動のインセンティブを減少させる。具体的には監査人との報酬の交渉に関して、会計専門職である監査委員会メンバーは自分の知識によって過少監査又は過多監査の確率を小さくするため、監査人との報酬の交渉において重要である。⁽⁴¹⁾また、長期間にわたり監査対応にあたった内部スタッフも、監査事務所の監査アプローチと手続について知識を有しており、直接的知識の源泉である。⁽⁴²⁾

(2) 監査事務所の評判と規模

監査人の戦略的行動が摘発される可能性 (α) があることによって、監査人に評判に関する懸念が生じ、それが監査人の戦略的行動を抑止する。大規模監査事務所ほど訴訟にさらされる大きな資本を有しているため $E(M)$ が大きく、また、顧客数が多いことは発見の確率を高めるため α も高い可能性があるとしている。⁽⁴³⁾

(3) 職業専門家の規制

監査基準、行動規範、および品質管理基準は、監査人にとって可能なことと不可能なことの境界線を作るため、監査人の戦略的行動を減少させる。⁽⁴⁴⁾また、監査に対する事後的な検査が行われ摘発される可能性 (α) があることを監査人が知ることによって監査人の戦略的行動（特に過少監査）は抑制される。⁽⁴⁵⁾しかし、検査は不完全であり、すべての監査が検査されるわけではな

(40) なお、信用財の理論においては、買い手と財の消費者との区別は設けられないが、監査の買い手は最終的な消費者と異なる可能性があり、監査の状況はより複雑である可能性がある旨が指摘されている (Cf. Ibid., p. 642.)。

(41) Cf. Ibid., p. 643.

(42) Cf. Ibid.

(43) Cf. Ibid.

(44) Cf. Ibid.

(45) Cf. Ibid., p. 644.

信用財としての監査の品質と監査人の戦略的行動（伊藤公一）

く、また、職業専門家は職業専門的基準の適用に関して意見が相違する可能性もある。⁽⁴⁶⁾

(4) 法的責任

監査後に訴訟の対象とされる可能性があることは $E(M)$ の大きさに影響を与え、監査人の過少監査に対するインセンティブは抑制される可能性がある⁽⁴⁷⁾。しかし、特定の事象が監査品質の検査のきっかけとならない限り、実際に監査人が提供した監査 (Q^S) の必要な監査労力 (Q^*) からの乖離は観察可能ではない可能性があるため、訴訟によっては監査人の戦略的行動を完全に防ぐことはできない。⁽⁴⁸⁾ 監査人の関与する訴訟の率は一般にきわめて低く、それが摘発される確率 (α) もまた低い。さらに監査人が提供した労力 Q^S が基準に準拠しており、かつ、必要な労力 Q^* より小さい場合がありうる。⁽⁴⁹⁾ そのような状況が監査人の不注意として法廷で争えるかどうかは議論の余地がある。⁽⁵⁰⁾

(5) 競争

監査人同士の競争は、過少監査を誘導し、又は過多監査を制限する可能性がある。⁽⁵¹⁾ 過多監査の疑いに対して被監査会社は入札により監査人を変更することが可能であるため、監査人の変更の脅威によって過多監査は抑制される。⁽⁵²⁾ また、監査報酬の公開によって異常に高い監査報酬は排除され、競争が促進される。⁽⁵³⁾

(46) Cf. Ibid.

(47) Cf. Ibid.

(48) Cf. Ibid.

(49) Cf. Ibid.

(50) Cf. Ibid.

(51) Ibid.

(52) Ibid.

(53) ただし、被監査会社の真の状態 Q^* が H の場合（多くの労力を必要とする場合）に対して競争は有効ではないことになる。(Cf. Ibid.)

4.6 信用財としての観点の洞察

以上の(1)~(5)のうち、(1)は被監査会社の情報劣位性を低減させることを通じて、監査人と被監査会社の情報非対称性を全体として小さくし、経営者の戦略的行動の可能性を低減させようとする方法である。これは経営者が財務諸表の虚偽表示等を行っている場合は、より悪質な結果を招く可能性がある。それ以外((2)~(5))の手段は、懲罰を通じて監査人の戦略的行動のインセンティブを抑制するものである。

監査を信用財ととらえた場合の経験財ととらえた場合との違いは、事後的に確実に監査人の戦略的行動が明らかになるか否かである。その結果、過多監査、過剰監査、過少監査を行った場合に監査人が必ず処罰されるか否かに違いが生じ、信用財の場合には結果として監査人の戦略的行動が反復的に可能になる。また、監査の結果が観察されないことにより、信用財の場合、評判は高品質に結びつかなくなる可能性がある。特に、もし評判上の懲罰が遅れれば、監査人は低品質の監査の提供を選択するとされる⁽⁵⁴⁾。

4.7 監査人の意思決定に対する規律機構の影響

監査人の戦略的行動を抑止する以上のような機構について、Causholliらは次のように述べている。図表6では監査人は戦略的行動に対して罰金 $E(M)$ を負担する。この罰金は過少監査の場合は規制及び法的コストから生じ、又、過剰請求または過多監査の場合は、評判コストおよび収益の損失から生じる。しかし監査人が戦略的行動について処罰されるかどうかは、摘発のプロセスに強く依存しているため、合理的選択は処罰の予測価値に依存する。監査に対する検査は α を増加させ、訴訟と規制による処罰は M を増加させる。処罰が軽いこと、又は摘発のリスクが低いことを知った監査人は、

(54) その前提として、監査人が利己的に行動するのは報酬の圧力や期限が迫っている等のストレス下にある場合であることが指摘されている (Cf. Ibid., p. 647.)。

信用財としての監査の品質と監査人の戦略的行動（伊藤公一）

より戦略的に行動を考える可能性が高い。裁判所又は規制が弱い状況において、監査人は戦略的に行動するインセンティブをより多く持つと予測される。同様に規制の変化、又は他の監査市場の構造的変化は、監査人の戦略的行動のインセンティブの変化を招く可能性がある⁽⁵⁵⁾。これらのことから、Causholliらは全体として規律機構は情報非対称性の問題を完全に解決するわけではないが、監査市場のはたらきを促進するとしている。

む す び

IAASBは、監査品質を定義をせずにその主要な構成要素をインプット、アウトプット、相互作用、状況の4つの要因に分類している。Knechelらは、インセンティブ、不確実性、独自性、プロセス、職業専門的判断という5つの要素をすべて考慮することが重要であるとしており、いずれの捉え方も監査人の視点を中心とした枠組みであった。監査品質枠組みの構成要素は、情報利用者（監査人以外）の立場からは確認のできない要素が大半を占めており、なおかつ監査人は自己利益最大化を目的として行動する可能性があるということが捨象されていた。

Cuasholli and Knechel (2012)は、信用財としての側面に注目して監査の意思決定プロセスを検討し、監査人の戦略的行動のインセンティブを最小化する手段として5点を挙げていた。これらはIAASBによる監査品質枠組みにおいて検討されている要素であるが、評判が監査品質の向上には結び付きにくいという指摘においては相違していた。IAASBの枠組みでは監査人の立場に立った各要素のとらえ方、いわば監査人性善説に立った考え方がなされており、監査品質の構成要素は情報利用者にとって、関与することのできない要素が大半であった。これに対して、監査を信用財ととらえる観点は、

(55) Cf. Ibid. 645.

監査人の戦略的行動の可能性を意識することの必要性に焦点を当て、監査済情報の利用者の視点に立って監査の信頼性を高めるための方策の検討が可能になるという意味において、意義があると思われる。また、監査を信用財ととらえることにより、監査人の戦略的行動のインセンティブを最小化する方策の検討に議論の焦点をあてることができ、監査品質の議論のなかで捨象されがちな監査に直接関与しない部外者である情報利用者の視点に立つという意味においても有意義であると思われる。

参考文献

- Causholli M. and W. R. Knechel (2012), 'An Examination of the Credence Attributes of an Audit', *Accounting Horizons*, Vol. 26, No. 4, pp. 631-656.
- Causholli M., W. R. Knechel, H. Lin and D. E. M. Sappington (2013), 'Competitive Procurement of Auditing Services with Limited Information', *European Accounting Review*, Vol. 22, No. 3, 573-605.
- Dulleck U. and R. Kerschbamer (2006), 'On Doctors, Mechanics, and Computer Specialists: The Economics of Credence Goods', *Journal of Economic Literature*, Vol. XLIV, March, pp. 5-42.
- Francis, J. R. (2011), 'A Framework for Understanding and Reserching Audit Quality', *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 30, No. 2, May, pp. 125-152.
- IAASB (2013), *A Framework for Audit Quality, Key elements that create an environment for audit quality*, December.
- Knechel, W. R., G. V. Krishnan, M. Pevzner, L. B. Shefchik and U. K. Velury, (2013) 'Audit Quality: Insights from the Academic Literature', *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 32, Supplement 1, pp. 385-421.
- Levine, C. B. (2009), *Real and Exaggerated Internal Control Deficiencies*, Working Paper, Carnegie Mellon University.
- Nelson, P. (1970) 'Information and Consumer Behavior', *Journal of Political Economy*, Vol. 78, No. 2 (Mar.-Apr.), pp. 311-329.
- 加藤達彦 (2005) 『監査制度デザイン論』森山書店。

本研究は JSPS 科研費24530590の助成を受けたものです。